

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における利益相反の取扱いについて

【骨子】

- 1 対象は委員、臨時委員、専門員、参考人（外部から招致）であり、対象部会は食品規格部会、乳肉水産食品部会、添加物部会、農薬・動物用医薬品部会、器具・容器包装部会、新開発食品調査部会とする。
* 食中毒部会、放射性物質対策部会、伝達性海綿状脳症対策部会は、事業者からの申請等に基づく個別品目に関する審議を行わないため、対象外。
- 2 特定の添加物・農薬等の品目に関する規格又は基準の設定その他の管理措置であって、事業者又は事業者団体からの申請又は要請に基づくすべての審議に適用する。
- 3 審議品目の申請者等又は競合企業からの寄付金・契約金等の金額ごとに以下の取扱いとする（それぞれの個別企業から申告対象期間中、年度当たりの受取額）。
 - ① 500万円を超える年度がある場合
 - ・ 当該品目の審議又は議決中、審議会場から退室。
 - ② 50万円を超える年度があり、いずれの年度も500万円以下である場合
 - ・ 分科会等への出席し意見を述べる事が出来る。
 - ・ 審議品目についての議決には加わらない。
 - ③ いずれの年度も50万円以下である場合
 - ・ 議決にも加わることができる。
 - ④ 特例
 - ・ 寄付金等の性格や用途等を分科会長に申し出、分科会等が妥当であると認めた場合、又は当該委員の発言が特に必要であると分科会等が認めた場合、審議・議決に参加できる。
- 4 申請者からの依頼により作成された申請資料の作成に密接に関与した委員等については、当該品目の審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。
- 5 申請者等又は競合企業と特別の利害関係を有する委員等は分科会長に申し出る。

- 6 分科会等の開催の都度、寄付金・契約金などについて、最も受領額の多い年度等につき自己申告する。
- 7 申告対象期間は、原則、当該品目の審議が行われる分科会等開催日の属する年度を含む過去3年度。
- 8 各委員等の参加の可否について、分科会等で事務局が報告するとともに、その取扱いを議事録に記録する。なお、各委員等から提出された寄付金・契約金等に係る申告書は、分科会等終了後、厚生労働省ホームページ上で公開する。

	審議中の在室	意見陳述	議決への参加
500万円以上	×	×	×
50万円～500万円	○	○	×
50万円以下	○	○	○
申請資料の作成関与者	×	×	×